

「無人航空機検査事務規程作成ガイドライン」の一部改正について

改定案	現行
<p>令和4年12月15日制定（国空無機第243622号） <u>令和6年 6月 4日一部改正（国空無機第19413号）</u></p> <p>国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長</p> <p>件名：無人航空機検査事務規程作成ガイドライン</p>	<p>令和4年12月15日制定（国空無機第243622号）</p> <p>国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長</p> <p>件名：無人航空機検査事務規程作成ガイドライン</p>
<p>無人航空機検査事務規程の雛形</p>	<p>無人航空機検査事務規程の雛形</p>
<p>第12章 検査に要する期間に関する事項</p> <p>登録検査機関における法第132条の28に規定する検査に所要する期間は、型式認証又は機体認証の申請を受けた日から国土交通大臣に検査結果を通知するまでの目安となる期間を設定するものとする。<u>なお、型式認証については、航空局安全部長通達サーキュラー No. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」2-5-1項及び2-5-2項に準拠するものとする。</u>ただし、申請書等の内容では十分な検査を行うことができず、検査事務手続きに別途必要となる資料等の提出を求める期間や申請者による指摘事項への対応に係る技術的な検証などにより、それ以上の期間になることに留意する必要がある旨を、検査事務規程で明確にしなければならない。</p> <p>(例)</p>	<p>第12章 検査に要する期間に関する事項</p> <p>登録検査機関における法第132条の28に規定する検査に所要する期間は、型式認証又は機体認証の申請を受けた日から国土交通大臣に検査結果を通知するまでの目安となる期間を設定するものとする。ただし、申請書等の内容では十分な検査を行うことができず、検査事務手続きに別途必要となる資料等の提出を求める期間や申請者による指摘事項への対応に係る技術的な検証などにより、それ以上の期間になることに留意する必要がある旨を、検査事務規程で明確にしなければならない。</p> <p>(例)</p>

検査区分	検査期間	検査区分	検査期間
法第 132 条の 16 第 2 項第 2 号の第 2 種型式認証	●●日	法第 132 条の 16 第 2 項第 2 号の第 2 種型式認証	●●日
第 2 種機体認証（法第 132 条の 13 第 1 項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証を受けたことのある型式の無人航空機（航空の用に供したもの））	●●日	第 2 種機体認証（法第 132 条の 13 第 1 項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証を受けたことのある型式の無人航空機（航空の用に供したもの））	●●日
法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証を受けた型式の無人航空機に係る第 2 種機体認証（航空の用に供したものを除く。）	●●日	法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証を受けた型式の無人航空機に係る第 2 種機体認証（航空の用に供したものを除く。）	●●日